

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

【委員長談話】

市民の安全・安心を守るため、日々、真摯に職務に取り組んでいる職員に心から敬意を表します。

本日、堺市人事委員会は、議会及び市長に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

人事委員会による給与報告・勧告は、労働基本権の一部を制約されている職員に適正な処遇を確保することを目的として、地方公務員法における情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準等を社会一般の情勢に適応させることを基本に行われるものです。

本市職員と市内民間従業員の本年4月分の給与等を比較した結果、月例給、特別給とも、職員給与は民間給与を下回っており、月例給、期末手当・勤勉手当について、引上げ改定することが必要と判断しました。なお、月例給については、堺市人事委員会設立以来の高水準となる引上げの勧告となりました。

本年1月に発生した「能登半島地震」の甚大な被害からいまだに癒えない状況ではありますが、近年、相次ぐ大規模災害や感染症などのリスクの増大、加速するデジタル化とデジタル変革への対応など、複雑化・高度化する行政課題を解決し、行政サービスの向上を図るためには、多様で有為な人材の確保が喫緊の課題です。

加えて、職員の意欲と能力を最大限に引き出し、組織全体のパフォーマンスを向上させる人材マネジメントの取組や、長時間労働の是正をはじめとした働きやすい職場環境の整備が極めて重要です。職員の皆様におかれましては、相互理解と信頼関係が築かれる職場風土の中、柔軟で豊かな発想力を育み、改革への行動力を発揮されることを期待します。

一方、職員の不祥事による懲戒処分事案がいまだに後を絶たないことは、誠に遺憾であります。不祥事を起こさないために、全体の奉仕者として常に厳しく自らを律して服務規律を遵守し、高い倫理観と使命感に基づいて、その職務に精励されることを切に望みます。

議会及び市長におかれましては、この人事委員会による勧告制度の意義、役割に深い理解を示され、報告・勧告に基づいて適切に対応されるよう要請いたします。

また、市民の皆様におかれましては、市民生活を支えるため日々職務に取り組んでいる職員が在ることについて、御理解いただきますようお願い申し上げます。

令和6年10月1日

堺市人事委員会

委員長 酒井 貴子